

議案第75号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

令和元年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

専決第22号

専 決 処 分 書

平成31年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

平成31年度さいたま市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第1号）

平成31年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,261,987千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		72,547,849	4,987	72,552,836
	1 県補助金	72,547,848	4,987	72,552,835
歳 入 合 計		106,257,000	4,987	106,261,987

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,423,468	4,987	1,428,455
	2 徴 税 費	344,645	4,987	349,632
歳 出 合 計		106,257,000	4,987	106,261,987